令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き【詳細版】

桐生市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。桐生市内に償却資産を所有されているかたは、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について申告をしていただくことになります(地方税法第383条<固定資産の申告>)。

つきましては、この手引きをご覧の上、必ず期限内に提出くださるようお願いします。

1.	償却資産とは	- 2ページ
2.	申告していただくかた ―――――	- 2ページ
3.	償却資産の申告方法	- 3ページ
4.	申告の対象となる資産	- 3ページ
5.	申告の対象とならない資産	- 3ページ
6.	リース資産について ――――	- 4ページ
7.	国税の取扱いとの主な違い ―――――	- 4ページ
8.	申告内容の確認調査について ―――――	- 4ページ
9.	課税標準の特例の適用を受ける資産	- 5ページ
10	. 非課税となる資産	- 6ページ
11	. 税額等の算出方法について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 6ページ
12	. 主な償却資産と耐用年数表	- 7ページ
13	. 家屋と償却の区分表	- 8ページ
14	. 申告書の記載方法	- 9ページ
15	. 過疎対策のための固定資産税の課税の特例 ―――――	-12ページ

■申告書にマイナンバーの記載をお願いします

- ✓ 個人事業主のかたについては、申告書に個人番号を記入し、下記の本人確認資料を提示または写しを添付してください。(マイナンバーカード、或いは通知カード+運転免許証等)
- ✓ 法人のかたについては、申告書に法人番号の記入をお願いします。

■提出期限 令和7年1月17日(金)

法定の提出期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、上記期日までの提出にご協力をお願いします。

■提出先及び問い合わせ先

提出先:桐生市役所 税務課資産税担当 (1階 12番窓口)

※令和7年1月以降は新庁舎2階東側35、36、37番窓口

新里支所市民生活課・黒保根支所市民生活課 ※支所の窓口では申告書の提出のみとなります。

電 話:0277-46-1111(内線232・233)

※令和7年1月以降

0277-48-9011 (直通)

0277-46-1111 (代表番号)

(内線1343・1344・1345)

申告書を郵送で提出される場合は、『宛名ラベル』として 切り取って封筒に貼付し、ご利用ください。

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 税務課 資産税担当行

1. 償却資産とは

会社や個人で事業を経営しているかたや、駐車場やアパートなどを貸し付けているかたが、**事業のため** に用いている構築物、建物附属設備、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、土地・ 家屋と同じように固定資産税が課税されます。下表「償却資産の種類と例示」を参照してください。

償却資産の種類と例示

資產	産の種類	主な償却資産の例示
1	構築物・ 建物附属設備	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、受変電設備、 予備電源設備等
2	機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式 駐車設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び 運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)等
6	工具、 器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容 及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター等

申告対象となる主な償却資産(業種別)

〒日内130〜601〜6日本長任(木住加)						
業種共通の対象と	業種共通の対象となる償却資産					
	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板(広告塔、ネオンサイン)、パ ソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN 設備等					
業種	対象となる主な償却資産					
小売店	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等					
飲食店	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等					
(歯科)医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等)等					
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等					
農業	ビニールハウス、農耕用車輌(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器 具等					
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等					
駐車場事業	フェンス、電気設備、駐車装置、駐車場料金精算機等					
太陽光発電事業	太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)、パワーコンディショナー、 保護回路、配管及び配線、架台、フェンス					

2. 申告していただくかた

令和7年1月1日現在、桐生市内に償却資産を所有されているかたです。

なお、太陽光発電設備を設置されたかたで以下の課税対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

法人個人(事業用)	全量売電	余剰売電				
	土里冗电	10kW以上	10kW未満			
法人	課税対象	課税対象	課税対象			
個人(事業用)	課税対象	課税対象	課税対象			
個人(住宅用)	課税対象	課税対象	課税対象外			

3. 償却資産の申告方法 (詳しい記入方法は、P.9 から P.11 をご覧ください。)

			提出書類			
初めて申告	資産のある場合	令和7年1月1日現在に所有されている資産の全てを種類別明 細書に記入してください。	申告書 種類別明細書			
されるかた	資産のない場合	申告書『18 備考』に「該当資産なし」と記入して提出してください。	申告書のみ			
前年度に引	資産に増減のある場合	本市から送付した申告書と種類別明細書に、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加資産(申告漏れ分も含め)はP.11、減少資産はP.10を参考に記入して提出してください。	申告書種類別明細書			
き続き申告	資産に増減のない場合	申告書『18 備考』の「異動なし」に○を付けて提出してください。	申告書のみ			
	廃業・解散・転出等され た場合	申告書『18 備考』に「廃業・解散・転出」等の旨とその年月日 を記入して提出してください。				
企業の電算処理による 全資産申告をされるかた		令和7年1月1日現在に所有されている資産の全てを種類別明細書に記入し、申告してください。増加資産及び減少資産用の種類別明細書についても提出してください。	申告書 種類別明細書			
電子申告(eLTAX)による 申告手続きをされるかた		インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。 (https://www.eltax.lta.go.jp/) 電子申告の全資産申告をする場合は、増加資産及び減少資産の種類別明細書を添付して提出してください。				

4. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- (1) 耐用年数を経過し減価償却を終えた資産
- (2) 完成または一時的に休止し、いつでも稼動し得る状態にある資産
- (3) 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

5. 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産(例:アプリケーションソフトウェア、特許権等)
- (3) 繰延資産 (開業費・試験研究費等)
- (4) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (5) 美術品等(時の経過によりその価値が減少しない書画や骨とう) ただし、平成27年1月1日以降に取得した、取得価額が1点100万円未満で、時の経過により その価値が減少することが明らかなものは除く。
- (6) 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象)
- (7) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの
- (8) **少額の減価償却資産**のうち、国税の取扱いが「必要経費(個人)」「損金算入(法人)」の対象として経理処理した**取得価額が 10 万円未満**の資産は**申告対象外**。国税の取扱いが「3 年間一括償却」の対象として経理処理した**取得価額が 20 万円未満**の資産も**申告対象外**。それ以外の国税の取扱いは全て申告対象。

6. リース資産について

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方が申告対象になる場合と、実際に資産を借りて事業をしているかたが申告対象になる場合があります。詳しくは、以下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りているかた	資産を貸しているかた
通常の賃貸借契約によるリース資産	×	
「 オペレーティングリース、	^ (申告不要)	(資産貸出先の市町村へ申告)
所有権移転外ファイナンスリース等		(其座其田儿以川即村)、中日)
売買にあたるようなリース資産(※)	0	×
「所有権移転ファイナンスリース等	(自己の資産として申告必要)	(申告不要)

^{※「}売買にあたるようなリース」とは、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を 無償又は名目的な対価によって譲渡、若しくは無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする 条件の取引です。

7. 国税の取扱いとの主な違い

取得価額:原則として国税の取扱いと同様です。

減価率:原則として財務省令に掲げられている耐用年数表に応じて減価率が定められています。

項目	国税の取扱い(法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))
償却計算の期間	事業年度 (決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	一般の資産は定率法・旧定率法 又は定額法・旧定額法の選択制 度	一般の資産は定率法 (国税の「旧定率法」と同率を規定)
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の 100 分の 5
中小企業者等の少額資 産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず、認められません

8. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法354条の2に基づいて税務署等で国税資料等を閲覧させていただくことがあります。

なお、調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

9. 課税標準の特例の適用を受ける資産 (一部抜粋)

地方税法等の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

資産の	種類	適用条件	根拠法令(地	3方税法) 項号	必要書類	軽減後 の割合
防止用設備公共の危害	汚水又は 廃液処理施設	令和6年4月1日から令和8年3月		第2項 第1号	✓処理施設設置届出書(写) ✓処理過程図等(写)	2分の1
治 危害	下水道除害施設	31 日までに取得したもの		第2項 第5号	✓処理施設設置届出書(写) ✓処理過程図等(写)	4分の3
再生可能エネルギー発電設備	固定価格買取制 度の 認定無し 【太陽光発電】	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの。かつ、ペロプスカイト太陽電池を使用した一定の設備(※1)または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備(※2)		第 25 項	✓補助事業者が交付する補助 金等が確定したことがわか る書類(写) ✓出力規模が確認できる書類	3分の2 ~4分の3 出力規模に よる (3年間)
- 発電設備	固定価格買取制度の 認定有り 【風力・水力・地熱・バイオマス発電】	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得したもの	法附則 第 15 条	第 25 項	✓経済産業省の再生可能工ネルギー発電設備認定通知書(写)	2分の1 ~7分の6 出力規模に よる(※ 3) (3年間)
生産性向上設備	中小企業者等が 先端設備等導入 計画の認定を受けて取得した生産性向上設備 (令和5年4月 1日以降取得)	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの。かつ、先端設備等導入計画の認定を受けて取得した先端設備等に該当する事業の用に供する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備		第 44 項	✓中小企業等経営強化法第 52 条第 1 項に規定する先端 設備等導入計画の申請書(写) ✓当該計画の認定書(写) ✓認定経営革新等支援機関に よる先端設備等に係る投資 計画に関する確認書(写)および先端設備導入計画に関する事前確認書(写) ✓従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面(写) (希望する場合のみ提出)	賃上げ 表明無し 2分の1 (3年間) 賃上げ 表明有り 3分の1 (4年間又は 5年間)
保育事業の用に供	家庭的保育事業 の用に直接供す る資産	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得したもの。かつ家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産		第 27 項	✓事業の認可を受けたことを 証する書類(写) ✓対象資産が家庭的保育事業 の用に供していることが確 認できる書類(写)	2分の1
供する資産	居宅訪問型保育 事業の用に直接 供する資産	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得したもの。かつ、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産	第 349 条 の 3	第 28 項	✓事業の認可を受けたことを 証する書類(写)✓対象資産が居宅訪問型保育 事業の用に供していること が確認できる書類(写)	2分の1
	事業所内保育事 業の用に直接供 する資産 (利用定員 5 名以 下)	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得したもの。かつ事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産		第 29 項	✓事業の認可を受けたことを 証する書類(写) ✓対象資産が事業所内保育事 業の用に供していることが 確認できる書類(写)	2分の1
	企業主導型保育 事業の用に供す る施設	平成29年4月1日から令和6年3月31日まで取得したもの。かつ取得対象期間中に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産	法附則 第 15 条	旧第 32 項	✓子育て支援法に基づく政府 の補助を受けたことが分か る書類(写) ✓対象資産が企業主導型保育 事業の用に供していること が確認できる書類(写)	2 分の 1 (5 年間)

地子群化炭素排出即製対傷事業費(地域脱炭素移行・再工有指表生作的発見性業等による再工不宜力化・規定は工文之強化促進事業に限る) ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る) を加えた場所、最も関係を対する投配資

※3 出力が1万kw以上のものにあって、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7

		条	項号
幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	公益社団法人、宗教法人、社会福祉法人		
保護施設の用に供する固定資産	社会福祉法人		
児童福祉施設の用に供する固定資産	公益社団法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人等	第 348 条	第2項
障害者支援施設の用に供する固定資産	社会福祉法人		
社会福祉事業の用に供する固定資産	公益社団法人、社会福祉法人、医療法人、健康保険組合等		

11. 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

- 1	品とこで心臓が切り(エグ)エログが圧が計画はと弁由しい	<i>y</i> 0
	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
	取得価額 $\times \left[1-\frac{r}{2}\right]$	前年度評価額×[1 – r]
	=取得価額×A	=前年度評価額×B

r:耐用年数に応ずる減価率

A:半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B:1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

✓ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

√ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

<減価残存率表> 『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

		減価残存率				減価残存率				減価残存率	
耐用	減価率	前年中	前年前	耐用	減価率	前年中	前年前	耐用	減価率	前年中	前年前
年数	r	取得のもの	取得のもの	年数	r	取得のもの	取得のもの	年数	r	取得のもの	取得のもの
		Α	В			Α	В			Α	В
2	0.684	0.658	0.316	1 0	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	1 1	0.189	0.905	0.811	1 9	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	1 2	0.175	0.912	0.825	2 0	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	1 3	0.162	0.919	0.838	2 1	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	1 4	0.152	0.924	0.848	2 2	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	1 5	0.142	0.929	0.858	2 3	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	1 6	0.134	0.933	0.866	2 4	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	1 7	0.127	0.936	0.873	2 5	0.088	0.956	0.912

^{*『}固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<課税標準額の算出方法>

各資産の評価額を合計した額(決定価格)が課税標準額(1,000 円未満切捨て)となります。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額(1,000 円未満切捨て)×税率(1.4%)=税額(100 円未満切捨て)

✓ 課税標準額が150万円未満の場合は免税点となり、課税されません。

12. 主な償却資産と耐用年数表(一部抜粋)

資産	の種	類	細目	耐年	細目		耐年	細目	耐年
			アスファルト路面	10	打ち込み井戸		10	野立看板(金属)	20
		構築物	コンクリート路面	15	工場緑化施設		7	〃 (その他)	10
		物	金属製塀	10	庭園		20		
1	構築物		ブロック塀	15	プレハブ・仮設	と物置	7		
_	物	建物	受変電設備	15	屋外消火栓		8	アーケード・日よけ設備(金属)	15
		附	可動間仕切り(簡易なもの)	3	屋外給排水設備	İ	15	〃 (その他)	8
		属設備	"(その他のもの)	15	荷役用昇降機(エレベーター)	17	冷暖房設備(冷凍機出力 22kw 以下)	13
		P112	食料品製造業用設備	10	臭素、よう素▽	は塩素若しくはよ	_	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	
			飲料、煙草又は飼料製造業用設備	10	う素化合物製造		5	金属製ネームプレート製造業用設備	6
			炭素繊維製造設備(黒鉛化炉)	3	塩化りん製造設	设備	4	スの他の会屋制口制性衆ロ乳店	10
			その他の繊維工業用設備	7	活性炭製造設備	Ħ	5	その他の金属製品製造業用設備	10
			木材又は木製品製造業用設備	8	ゼラチン又はに		5	はん用機械器具製造業用設備	12
			家具又は装備品製造業用設備	11	半導体用フォト 備	トレジスト製造設	5	金属加工機械製造設備	9
			パルプ、紙又は紙加工品製造業用設	12	フラットパネル	用カラーフィル	5	その他の生産用機械器具製造業用設	12
			備		タ	#411#=== ##		備	
		製造業	デジタル印刷システム設備	4	偏光板又はフィ			業務用機械器具製造業用設備	7
		業	製本業用設備	7	その他の化学エ		8	光ディスク製造設備	6
			新聞業(モノ、写真又は通信)設備 その他の印刷業又は印刷関連業用設	3		炭製品製造業用設備	7	プリント配線基板製造設備 	6
			での他の印刷業又は印刷規定業用設備	10		製品製造業用設備	8	フラットパネルディスプレイ、半導体 集積回路又は半導体素子製造設備	5
			表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	ゴム製品製造業		9	木頂山四人は十等や糸丁安足改開	
			は妖人クフツノ加工処理美用設備 	_		製品又は毛皮製造業用設備	9	その他の電子部品、デバイス又は電子 回路製造業用設備	8
			純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロ	_		以品製造業用設備 	9		
			アロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9	核燃料物質加工		11	電気機械器具製造業用設備	7
				4.0	その他の鉄鋼業		7	情報通信機械器具製造業用設備	8
		農業	その他の設備 農業用設備	14 7	輸送用機械器具製造業用設備		9	その他の製造業用設備	9
		建	振来用政備 振さく設備	6					
校校工	機械	設業	通じく設備	12	その他の鉱業、 取業用設備	砕石業又は砂利採	6	総合工事業用設備	6
2	械及び装置	電	電気事業用需要者用計器	15				 鉄道又は軌道業用変電設備	15
	装置	気工	 電気事業用柱上変圧器	18	その他の送電区	ては電気事業用変	22	 主として金属製のその他の設備	
		事業	 その他の電気事業用設備	8	電若しくは配電	总 支 1用		主こので並属表のでの他の設備	17
			水道業用設備	18	ガス供給用鋳鎖	製道管	22	 その他のガス供給用設備	15
		水道ガ	熱供給業用設備	17		は製導管以外の導	13	主として金属製のガス供給用設備	17
		ス業			管 ギュ # 45 田恵田	5 2 m=1 = m	_		
		-,-	ガス製造用設備 通信業用設備	10 9	ガス供給用需要自動改札装置	在州司里裔	13 5	その他のガス業用設備 倉庫業用設備	8 12
		通信	放送業用設備	6	日野は代表画		12	后/早来/H.政佣	12
		事業		1				運輸に附帯するサービス業用設備	10
		未	備	8	道路貨物運送業		12		
		小	石油又は液化石油ガス卸売用設備	13	カソリンメは水 ンド設備	化石油ガススタ	8	飲食料品卸売業用設備	10
		売業	 その他の建築材料、鉱物又は金属材	8	主として金属製	見のもの	17	飲食料品小売業用設備	9
		*	料等卸売業用設備	0	その他の小売業	(用設備	8	以及科丽小元素用政備	9
			その他の生活関連サービス業用設備	6	教習用運転シュ	ミレータ設備	5	計量証明業用設備	8
		U	映画館又は劇場用設備	11		美又は学習支援業	17	その他の技術サービス業用設備	14
		l Ì	ボウリング場用設備	13		て金属製のもの	1,	宿泊業用設備	10
		-ビス業	その他の娯楽業用設備で主として金	17	その他の教育業 用設備	美又は学習支援業	8	飲食店用設備	8
		業	属製のもの	1,	自動車整備業用]設備	15	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用	13
			その他の娯楽業用設備	8	その他のサービ	ス業用設備	12	設備	13
		その他	機械式駐車設備	10	前掲の区分によ 設備で主として	らないその他の 金属製のもの	17	前掲機械、装置以外のもの並びに前掲 の区分によらないもの	8
3	船舶		モーターボート	4	ボート、ヨット	<u> </u>	5		
4	航空	機	飛行機(金属造)	5~10	ヘリコプター		5	グライダー	5
5	車両運搬	i及び 誤	フォークリフト	4	台車(金属製の)もの)	7	台車(その他のもの)	4
		工具	金型 測定又は検査工具	2 5	切削工具		2	治具及び取付工具	3
			事務机・いす(金属製)	15	自動販売機、両	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5	広告器具(金属製)	10
			" (その他)	8	インターホン、	放送設備	6	" (その他)	5
			応接セット(接客業用)	5	電話設備、通信	機器	10	金庫(手提げ金庫)	5
-	Į		" (その他)	8	試験、測定機器	£	5	〃 (その他)	20
	工具及び備	器	陳列棚、ケース(冷凍機付)	6	カメラ、映写機	&、望遠鏡	5	理容美容機器	5
	スド	器具及び	" (その他)	8	写真制作機器		8	レントゲン(移動式・救急医療用)	4
6	<u>β</u>	/_	 テレビ、ステレオ等音響機器	5	看板、ネオンサ	ナイン	3	" (その他)	6
6	が備品		, , _ , , , , , , , , , , , , , , , , ,		i .		5	IETIEA E DO LINE / 75 ->	1
6	備品	が備品	冷暖房用機器	6	焼却炉		5	歯科診療用ユニット、ドラム管、コン	
6	の備品			6 6	焼却炉	パソコン	4	函科診療用ユニット、トラム官、コン テナ(その他の容器) 	7
6	の備品		冷暖房用機器	-		パソコン サーバー用のも の			7
6	5備品		冷暖房用機器 電気冷蔵庫、洗濯機	6	電子計算機	サーバー用のも	4	テナ(その他の容器)	•

13. 家屋と償却の区分表

✓ 下の表は、主な設備等の例示です。

			家屋と設備等の所有関係			
設備等の 種類	設備等の分類	設備等の内容	同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	0			0
電気設備	受変電設備	設備一式				\bigcirc
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等				
	中央監視設備	設備一式				\bigcirc
	電灯コンセント	屋外設備一式				
	設備照明器具設備	屋内設備一式	0			\bigcirc
	電力引込設備	引込工事				
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備				\bigcirc
		上記以外の設備	0			\bigcirc
	電話設備	電話機、交換機等の機器				\circ
		配管・配線、端子盤等	0			\bigcirc
	LAN設備	設備一式				
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器				\circ
		配管・配線等	0	-		
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器				\bigcirc
		配管・配線等	0	-		\bigcirc
	避雷設備	設備一式	0	-		
	火災報知設備	設備一式	0	-		\circ
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備				
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	0			\bigcirc
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)				\bigcirc
給排水 衛生設備		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央 式給湯設備	0			\bigcirc
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		\bigcirc		\bigcirc
		屋内の配管等	0			\bigcirc
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	0			
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等				
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	0			\bigcirc
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		\bigcirc		\bigcirc
		上記以外の設備	0			
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		\bigcirc		\bigcirc
		上記以外の設備	0			\bigcirc
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		\bigcirc		\bigcirc
その他の設備		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダ ムウェーター)等	0			\circ
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百 貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		0		0
		上記以外の設備	0			$\overline{\bigcirc}$
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		0		0
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		\bigcirc		\bigcirc

14 申告書の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載方法

印字内容に変更がある場合は、抹消線(二重線) を引き、余白に正しい内容を記載してください。

<3 個人番号又は法人番号>

個人の方は 12 桁の個人番号 を、法人にあっては13桁の法

<6 この申告に応答する者の係及び氏名>

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。 なお、<7税理士等の氏名>が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

<7 税理士等の氏名>

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

人番号を記載してください。 <1 住所・2 氏名> <8~14 短縮耐用年数の承認等> 法人の場合は代表者名ま 各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。 で記入してください。 個人の場合は氏名を記入 令和 7 年度 してください。 ※ 所 有 者 コ -令和 7 年 1 月 17 日 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 相続等で所有者が変更に 01234567890 (あて先) 桐生市長 なった場合は、新しい名 376-8501 △番×号 12345678901 桐生市織姫町〇番ム号 9 増加償却の届出 法人番号 有・無 義を記入してください。 又は納税通 業種目 製造業 有・無 知書送達先 電話 0277-46-1111 金等の額) 10 百万円) ※押印は不要です。 專業開始年月 昭和50 有 ·無 1 課税標準の特例 桐生O×株式会社 (フリカ*ナ) 2 氏 名 代表取締役 桐生 太郎 応答する者 経理課 桐生 花子 有・無 特別償却又は圧縮記帳 係及び氏名 雷話 46-1111 <4 事業種目> 法人にあっては 税理士等の 3 税務会計上の償却方法 税理士 桐牛 二郎 (主宰) 土・定額法 事業の内容を具体的に記 代表者の氏名 14 青 色 申 告 屋号 氏 名 74-2211 入してください。 資産の種類 が年前に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ) - (□) + (ハ)) (コ) 桐牛市新里町武井〇〇 十億 百万 千 十億 百万 市(区)町村 構築物 内における 2 機械及び 事業所等資 <5 事業開始年月> 4.000.000 5,800,000 3,500,000 6,300,000 産の所在地 個人の方は事業を開始し 船舶 た年月を、法人にあって 貸主の名称等 16 借用資産 航空機 は設立年月を記載してく 車両及び (有·無) 〇×リース株式会社 ださい 及び備品 700.000 200,000 300,000 800,000 17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 <取得価額> 合 計 6.500,000 3,700,000 4.300.000 7.100.000 前年前に取得したもの(イ) 18 備考 (添付書類等) 資産の種類 評 価 額 (ホ) ※決 定 価 格 (へ) ※ 課税標準額 (ト) 昨年までの申告に基づく 異動なし 取得価額を記載してくだ 構築物 機械及び 増加資産あり 前年中に減少したもの(ロ) 記入する必要はありません。 船舶 (イ) のうち、前年中に減 ただし、自社電算処理による申告の場 減少資産あり 航空機 合は記入してください。 少した資産の価額を記載 車両及び してください。 雷 榔 目 工具、器具 前年中に取得したもの(八) 令和6年6月本社移転 及び備品

<15 市(区)町村内における事業 所等資産の所在地>

資産の所在地が「1住所」と同じ 場合には記入の必要はありませ

太陽光設置場所等、資産の所在が 住所と異なる場合は必ず記入し てください。

<16 借用資産>

借用資産(リース資産、レンタル 資産)の有無について○で囲んで ください。

借用資産がある場合は貸主の名 称等記載してください。

<17 事業所用の家屋の所有区分>

該当する方を○で囲んでくださ 61

<18 備考(添付書類等)>

資産の異動なし・増減の該当項目 を○で囲んでください。

なお、該当資産が無い場合につい てはその旨を余白に記入してく ださい。

また、事業の廃止、法人の合併・ 解散、市外移転等があった場合に ついても余白に異動年月日・異動 事由をあわせて記入してくださ いし

さい。

今回新たに申告いただく 資産の取得価額を記載し てください。

(2) (4) 種類別明細書 [減少資産及び修正用(全資産が打ち出されているもの)] の記載例

種類別明細書は、A 令和7年度申告分の減少資産及び修正用(全資産が打ち出されているもの) B 増加資産用(白紙のもの) と、2種類の用紙に分かれています。

前年中に減少した資産や、修正の必要な資産がある場合は、例の用紙に記載してください。前年中に増加した資産がある場合、或いは本年度から全資産を申告しなければならない場合は、例の用紙に記載してください。

具体的には下の記載例を参考にしてください。

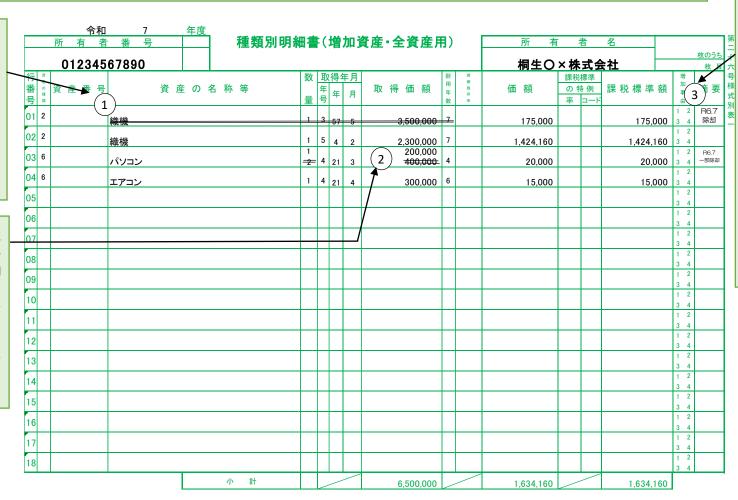
①減少

令和7年1月1日現在 所有する資産を確認 し、前年までに減少し た資産について朱書き で二本線を引いた後、 摘要に異動年月と除却 の旨を記載してくださ い。

②数量・取得価額等の修正

資産の一部が減少した場合は、二本線を引いて欄内上段に減少後の数量・取得価額を記載し、摘要に一部除却の旨を記載してください。

資産の名称等の修正についても同様に記載してください。

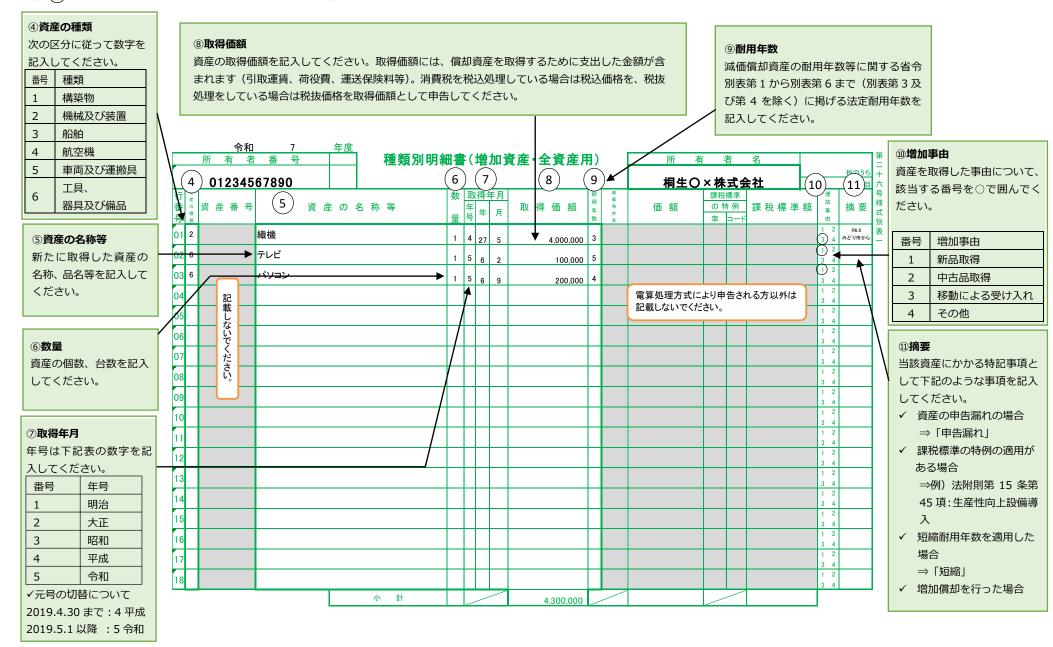


③摘要

摘要欄には以下のように記載し てください。

- ✓ 資産の一部が減少した場合⇒ 「異動年月・一部除却」
- ✓ 資産の名称を変更した場合⇒ 「台帳の資産名称変更」
- ✓ 耐用年数省令の改正により 耐用年数を変更する場合 ⇒「平成○年度省令改正」
- ✓ 取得年月等の誤り⇒「申告誤り」

(3) (B) 種類別明細書【増加資産用(白紙のもの)】の記載例



桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例

桐生市では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、課税の特例に関する条例を制定しました。この条例に基づき、**青色申告書を提出する個人または法人が、令和 3** 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得等した要件を満たす固定資産について、3 年間の課税免除を受けることができます。

対象者

桐生市過疎地域持続的発展計画に記載された産業促進区域<u>(平成の合併前の旧桐生市及び旧黒保根村)</u>において、振興すべき業種として定められた下記の事業を営んでいる、青色申告書を提出する個人または法人が対象者となります。

- ・製造業
- ・旅館業(下宿業を除く)
- ・農林水産物等販売業(農産物直売所や地域食材を提供する農家レストラン、観光農園等。産業促進区域において生産された農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理されたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業)
- ・情報サービス業等(情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場 調査)

対象資産

事業の用に供される償却資産、家屋及び家屋の敷地である土地で、取得価額の合計額が次の表の額以上のものが対象資産となります。

	資本金額				
対象業種	5,000 万円以下	5,000 万円超	 1 億円超		
	(個人を含む)	1 億円以下	1 怎门起		
旅館業	500 万円以上	1 000 TIIIN LW	2,000 万円以上※		
製造業		1,000 万円以上※			
農林水産物等販売業	500 万円以上	500 万円以上※			
情報サービス業等					

※新増設に係る取得等に限られます。

申請方法

特例の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、申請書と添付書類を税務課資産税担当(市役所1階※令和7年1月以降は新庁舎2階)までご提出ください。(令和7年度から特例の適用を受けようとする場合は、令和7年1月31日(金)が申請期限となります。)

※詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。 http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/koteishisan/1019577.html

